竹田市工事書類簡素化実施要領

令和 2 年 8 月 2 4 日 告示第 1 2 2 号

(目的)

第1条 この要領は、土木工事共通仕様書等の設計図書に基づき 受注者に対し提出等を求めていた工事書類について、見直しに よる簡素化等を行い、受注者の負担軽減や発注者の監督・検査 の合理化を図ることにより、工事現場の生産性向上に資するこ とを目的とする。

(位置付け)

第2条 本要領は、工事書類の簡素化について具体的な内容を定めた ものであり、適宜見直しを行うものとする。

(対象工事)

第3条 竹田市が発注する土木工事を対象とする。

(実施内容)

第4条 本要領による実施内容は、大分県の工事書類簡素化実施要領を 準用するとともに、竹田市工事書類簡素化規程(令和2年8月24日 伺い定め)のとおりとする。

(その他)

第5条 本要領の実施において、工事書類の取扱い、現場での施工管理、検査等について問題又は疑義が生じた場合は、速やかに監督員及び契約検査室へ報告するものとする。

附 則

(適用)

- 1 この要領は、令和2年9月1日以降に起案する工事に適用する。
- 2 適用日以前に起案した工事においても対応可能な場合は、本要領を適 用できるものとする。